

## 鳥羽市密漁対策協議会要綱

### (名称)

第1条 本会は、「鳥羽市密漁対策協議会」（以下「協議会」と称する。

### (目的)

第2条 漁業資源の維持のために各団体及び行政が相互に連携し、悪質な密漁事犯の徹底した監視取締りや抑止策を検討しながら、密漁のない漁業環境と漁業秩序の維持を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 密漁対策に関する協議会の開催及び事務調整に関すること
- (2) 密漁対策に関する現状の把握・課題の抽出に関すること
- (3) 密漁の抑止策に向けての提案、検討、実施に関すること
- (4) その他、本協議会の目的を達成のために必要な事項に関すること

### (組織)

第4条 協議会は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 鳥羽海上保安部
- (2) 鳥羽警察署
- (3) 鳥羽磯部漁業協同組合
- (4) 鳥羽市
- (5) 一般社団法人 鳥羽市観光協会
- (6) 三重県
- (7) 三重県漁業協同組合連合会
- (8) 前7号に掲げるもののほか、協議会が特に必要と認める者

### (役員)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定めるものとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理するものとする。
- 3 会長が事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理するものとする。

### (任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、その職に基づいて選任された委員の任期は、当該職にある期間とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 要綱の制定及び改廃に関する事
- (2) 事業計画に関する事
- (3) 事業の企画及び運営、実施の基本的な事項に関する事
- (4) その他事業の重要な事項に関する事

- 3 第1項に規定する者が会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなすものとする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

#### (事業検討部会)

第8条 協議会の活動を円滑に進めるため、必要に応じて事業検討部会を置くことができる。

#### (会議の公開)

第9条 協議会の会議は、原則、公開とする。ただし、協議会の意向により、非公開とすることが適当であると判断される事項等があるときは公開しないことができる。

#### (事務局)

第10条 協議会の事務局は、鳥羽磯部漁業協同組合に置く。

#### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年3月10日から施行する。